

第1号議案

信州やまなみ国スポ伊那市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ（以下「大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) 大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配布物を限定することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が準備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定し、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

第2号議案

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、実行委員会が直接または社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入する。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体または所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ ボランティア賠償責任事故（社協取扱保険）

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、大会期間中等に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶

然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 本市で開催するリハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会

会長 吉田 浩之 様

報告者 所属：_____

氏名：_____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物写真	【 有 ・ 無 】 撮影者氏名
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() -

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 その他 ()
	住 所	
	氏 名	年齢 歳
	電話番号	() -
医療機関	名 称	
	電話番号	() -
	担当医師	
障害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

第3号議案

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ・全障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に実行委員会と協議を行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ

伊那市実行委員会 会長 吉田 浩之 様

(申込者)

名 称 _____

代表者名 _____

所 在 地 _____

伊那市で開催される信州やまなみ国スポ・全障スポ及びリハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

(担当者)

所 属 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

Eメール _____

協賛受領書

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ全障スポ
伊那市実行委員会 会長

伊那市で開催される信州やまなみ国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を
下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
受領年月日		
その他		

第4号議案

信州やまなみ国スポ伊那市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における、運営等に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動種別及び活動内容

運営に従事するボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配付、情報提供 等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし 等
弁当配付	弁当引換所における弁当の配布及び空き箱の回収 等
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 等
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、草花等の管理 等
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス等の乗降案内 等
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間及び募集人数

募集期間及び募集人数は次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- (1) 募集期間 募集開始のときから募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 50 人程度

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上であり、以下のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 伊那市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 伊那市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

伊那市公式ホームページの応募フォームにより申し込むか、所定の申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより申し込む。ただし、18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

7 登録・変更・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

- (2) 実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人または当該団体の代表者から届出があったとき
 - イ 大会のイメージを損なう行為があったとき
 - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定するものとする。

10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施するものとする。

11 報酬及び交通費

ボランティア活動、説明会および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾等および食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修会等の実施にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、上記以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

15 写真及び動画の取扱い

ボランティア登録者の活動等の状況が撮影された写真及び動画は、大会の広報及び活動報告をする目的の限りにおいて、伊那市の公式ホームページやその他広報媒体、大会報告書等に掲載できるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティア募集について必要な事項は別に定める。

信州やまなみ国スポ伊那市ボランティア登録申込書兼同意書

信州やまなみ国スポ伊那市ボランティア募集要項の個人情報の取扱いに同意・承諾し、登録を申し込みます。

※実行委員会記入欄 登録番号			
申込日 (西暦) 年 月 日			
申込区分 ☐ 個人申込み ☐ 団体申込み（※裏面の団体登録用名簿も記入してください。）			
申込要件 ☐ 在住 ☐ 通勤・通学 ☐ 団体（団体名：			
フリガナ	生年月日 (西暦)	年 月 日	氏 名
住所	〒		
電話番号	※日中連絡が取れる番号を記入してください		
緊急連絡先 ※必須	フリガナ	氏 名	電話番号
メールアドレス	※ksp@inacity.jpからのメールが届くように設定してください。		
希望する活動 (複数選択可) ☐ 受付・案内 ☐ 休憩所 ☐ 弁当配付 ☐ 会場整理 ☐ 環境美化 ☐ 駐車場整理 ☐ その他（	希望する種別 (複数選択可) ☐ 成年男子 ☐ 成年女子 ☐ 少年男子 ☐ 少年女子 ☐ 希望なし		

※申込時に18歳未満の方は、保護者の同意（署名）が必要です。必ず保護者の方が署名してください。

上記の者が、信州やまなみ国スポ伊那市ボランティアへ応募・参加することについて同意します。

保護者氏名

続柄

【申し込みに関する注意事項】

※申込時点で18歳未満の方で、保護者の同意（署名）がない申込みは無効となります。

※ご提出いただいた申込書はお返しできませんので、必要な場合はコピー等を保管してください。

※希望する活動及び競技種別についてはご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

【申込み・問い合わせ先】

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会事務局
伊那市健康福祉部国スポ・全障スポ推進課内
〒396-8617 伊那市新田3050番地
TEL：0265-78-4111 FAX：0265-78-5778
メール：ksp@inacity.jp

	受付方法	受付日
(事務処理欄)	窓口	
	・ 郵送	

< 裏 面 > 団 体 登 録 用 名 簿

信州やまなみ国スポ伊那市ボランティア団体登録用名簿

団 体 名	
-------	--

※代表者以外の方をご記入ください。
※18歳未満の方が含まれる場合は、保護者の同意（署名）も必ず記入してください。

No.	フリガナ	生年月日 (西暦)	住 所
	氏 名		電話番号
1		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
2		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
3		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
4		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
5		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
6		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
7		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
8		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
9		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		
10		年 月 日 (歳)	
			- -
	保護者の同意（18歳未満の方のみ） ➡ 保護者氏名 () 続柄 ()		

※団体登録名簿欄が不足する場合は、コピーして使用してください。
※団体申込の場合は、活動日・場所・内容について団体単位で割り振り、原則として代表者へ連絡をさせていただきます。

第5号議案

信州やまなみ国スポ伊那市観光・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するために必要な事項を定める。

2 内容

(1) 観光

大会参加者等に伊那市の豊かな自然や歴史、景観、文化、食などを紹介するため、観光パンフレットやガイドブック等を案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

(2) おもてなし

ア 競技会係員およびボランティア等に対し、接遇意識向上のための研修会等が必要に応じて実施する。

イ 大会終了後の伊那市への誘客を図るため、競技会場において伊那市の魅力あるを感じていただける取組みを実施するほか、食の提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を図る。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしについて必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

第6号議案

信州やまなみ国スポ伊那市案内所・休憩所設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、伊那ニッパツスタジアムに関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する

第7号議案

信州やまなみ国スポ伊那市売店設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他、実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の(1)及び(2)を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

- ア 原則として、伊那市に住所を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- イ 競技団体からの推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第77回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者
- エ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

- ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、特別な事情により実行委員会から許可を得て、閉設日を設ける場合を除く。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。
- カ 申請時点において市税等の滞納がないこと。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、実行委員会が準備する運営設備等は、必要に応じて変更することができる。なお、実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 売店責任者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (7) その他、実行委員会が必要と認める書類

10 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店料は無料とする。

11 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第9に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR、販売品目のバランス等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。
 - ア 伊那市に店舗を有する者
 - イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
 - ウ 障害者就労施設等
 - エ その他、実行委員会が適当と認める者
- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を発行するものとする。

12 保健所への手続き

営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受けとったときは速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、許可証等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の報告の際には、第9(5)で定める本人確認書類を提出すること。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。

- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第6号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (9) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告するものとし、変更又は追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会は必ず出席すること。

17 管理運営

売店設置期間の全ての時間において販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が不適當と認めたとき。

20 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 その他

- (1) 競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置について必要な事項は別に定める。
- (3) 信州やまなみ全障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 売店責任者の本人確認書類
（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- (6) 市町村税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (7) その他、実行委員会が必要と認める書類

売店出店概要書

[illegible]

※出店を希望する会場ごとに作成してください

※足りない場合は、別紙に追加してください。(任意様式可)

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称	
--------	--

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

※足りない場合は、別紙に追加してください。(任意様式可)

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※駐車車両は原則1台、搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

※消防署への届出等に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会

会長 吉田 浩之 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職

及び氏名 _____ 印

信州やまなみ国スポ伊那市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、信州やまなみ国スポ伊那市売店設置要項を遵守します。
- 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会に異議申し立てをしません。

(連絡担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX _____

Mail _____

売店許可決定通知書

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会

会長 吉田 浩之 (印)

信州やまなみ国スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

また、信州やまなみ国スポ伊那市売店設置運営要項第 12 の規定に基づき、営業許可を必要とする出店者については、_____年 _____月 _____日（ ）までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

記

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 出店形態 テント 張 ・ その他 ()

売店出店許可証

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会

会長 吉田 浩之 ⑨

信州やまなみ国スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号または名称	
代表者役職名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ～ 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市売店設置運営要項および関係法令を遵守すること。

第8号議案

信州やまなみ国スポ伊那市歓迎装飾実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」とう。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎、市民の開催機運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

3 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

4 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 信州やまなみ全障スポ及びその競技別リハーサル大会における装飾内容については、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。